

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

緊急報告 取調べの録画により120か所を超える通訳ミスが判明!

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 植田 豊

逮捕当日(正確には、日付が変わった午前2時ころから)の警察での弁解録取の録画DVDを見ていた。1時間弱の取調べの中ほどで、被疑者が話し続ける。被疑者は中国人のため、彼が何を話しているのかは、通訳されないとわからない。しかし、なかなか通訳人は通訳しようとしな。ひとしきり被疑者が話した後、通訳人が笑いながら刑事に向かってひとこと言った。「奥さんのせいにしてる。」

1. 事案

自宅で春節の祝い酒を飲んでいた中国人の夫(当時67歳)が、妻から飲酒等を咎められたことをきっかけとする夫婦喧嘩の挙句、妻の首を両手で絞めて殺害しようとしたとして逮捕された。前記弁解録取の時点の被疑事実は殺人未遂。その後、妻が低酸素脳症で死亡し、夫(以下「Aさん」という。)は殺人罪で起訴された。

2. 弁解録取までの経緯

事件は午後6時30分頃に発生し、その直後、Aさんの119番通報により妻は救急搬送された。Aさんは救急車に同乗して病院へ。その後、警察へ任意同行。午後8時過ぎから、Aさんの任意取調べが始まった。

飲酒検知(呼気100mlあたり0.45ml。この状態で取調べを行った点においても任意性の問題が生じうる)、微物採取等を合間に行いつつ、任意取調べが断続的に続けられ(録画なし)、問題の弁解録取が行われたのは、日付が変わった午前2時5分から午前3時3分(逮捕状執行は午前1時59分)であった。ここで作成された弁解録取書には、殺意と首絞め行為を認める供述が記載されている。

3. 通訳ミスの発見

冒頭で述べた通訳人の対応を見て、弁解録取での通訳の正確性に疑問を抱いた。そこで、本件の弁護方針検討のため、接見に同行してもらっていた通訳人に録画を見もらった。彼の指摘により、いくつもの誤訳や通訳漏れが明らかになった。とくにAさんの殺意を否認する供述

が通訳されていないという点は、衝撃的であった。

公判前の初期段階では、検察官は弁解録取書の証拠請求はせず、それ以前に作成された自首調書等を請求していた。それらの乙号証に対し、弁護人が不同意、任意性・信用性なしとしたところ、検察官は、弁解録取書と併せて、任意性・信用性立証の趣旨で、取調官の証人請求及び問題のDVDを証拠請求した。

当初、裁判所は、任意性立証であれば、まずは取調官尋問をすべきとの見解を示し、DVDの採用に消極的な姿勢であった。裁判所の問題意識は、補助証拠である取調べ状況の録画が裁判員に与える影響の大きさを危惧してのものであり、その点は、弁護人としても共感できるころではあった。しかし、通訳ミス問題は、それに気付かず取調べを行った取調官を尋問したところで明らかになるのではない。また、弁護人としては、酔いの残っているAさんが取調べ時にうたた寝している状況も明らかにする必要を感じていた。そこで、弁護人からも積極的にDVDの採用を求めた。くわえて、中国語を解さない裁判官がただ漫然と取調べ状況を確認しただけでは通訳ミス問題は明らかにならないと訴え、裁判所による鑑定を求めた。具体的には、取調べにおける全発言(取調官の話した日本語、それを通訳人が訳した中国語訳とその日本語訳、Aさんの話した中国語と日本語訳、それを通訳人が訳した日本語訳のすべて)の反訳書の作成を要求した。裁判所がこれに応じ、2名のベテラン法廷通訳人が鑑定にあたった。

その結果判明した通訳ミスは、次のようなものであった。

4. 明らかになった通訳ミス

次の表のとおり、殺意を否認する供述は通訳されず、首

〈通訳ミスの例(要約して記載)〉

Aさんの供述(鑑定人による日本語訳)	通訳人による日本語訳
女房の首を絞めて、もう少しで女房を絞め殺してしまうところだった。だから私は法を犯した。	→ 妻の首を絞めて、死なせようとして、首を絞めて私は罪を犯した。
私は殺すつもりはない。もし殺すつもりなら絞めてる途中で119番に電話かけると思いますが。	→ 〈通訳漏れ〉
(首を絞めていた時間について、取調官から、3分でいいか確認され)そんなこと誰がちゃんと覚えてると思う。びっくりして、頭が真っ白になってしまった。	→ 正確ではないですけど、だいたいね。そのとき怒ってたから。
取調官の説明	通訳人がAさんに伝えた中国語訳に相当する日本語
おとうさんには、弁護人を選任する権利がある。	→ おとうさんには、あれがある。

を絞めていた時間については真逆の内容となっている(ちなみにAさんは、妻の首を押さえていたこと自体は争ってはいない)。「弁護人選任権」という基本用語もスムーズに訳せていない(通訳人は、「あれがある」と通訳した後、「選任」の意味を取調官に尋ね、最終的に「弁護人を選任できる」という趣旨はAさんに伝わってはいる)。

鑑定書が指摘した通訳ミスをカウントしたところ、誤訳が約20か所、通訳漏れが100か所以上確認された。なお、通訳漏れが多数生じた原因として、取調官が発問していないにもかかわらず、通訳人が勝手にAさんと長々と会話を続ける場面が繰り返されたことがあげられる(その大半は通訳されていない)。そこで展開されている会話は、他愛もない雑談にとどまらない。通訳人が取調官顔負けの取調べを行っていても、その一連の通訳人とAさんの会話の中で、通訳人が取調官に伝えた言葉のひとつが、冒頭で述べた「奥さんのせいにしてる(笑)」である。

それらの会話の間、取調官は弁解録取書を手書きすることに集中しており、通訳人の暴走を気に止めてはいない。ここにも、この取調べの問題がある(何を話しているか分からないにもかかわらず、通訳人と被疑者が話し続けることに不安を感じないのかと、素直に疑問に思う)。

5. 本件DVDの証拠調べ方式とその結果

法廷における取調べDVDの証拠調べとして、録画を再生するにあたっては、裁判員・裁判官は反訳書である鑑定書を手に置いた状態で再生した。くわえて検察官・弁護人双方が、それぞれが注目を促したい場面で再生を一時停止してコメントするというところを行った。

DVD再生後に、取調べ状況に関する被告人質問を行い、しばらくの休廷後、問題の弁解録取書の証拠採否が決定

された。結論としては、裁判所は任意性を認め、弁解録取書は証拠採用された。通訳の問題は信用性に影響する事情ではあるが、任意性には影響しないとの評価であった。後日言い渡された判決では、弁解録取書記載の供述のうち、首を絞めた時間(約3分)については信用性を認めなかったものの、殺意認定につながる供述については信用性を認めた(求刑懲役11年、判決7年)。

6. 対策案

本件で明らかになった通訳の問題は、大きく分けて次の4つである。それぞれについての対策案を以下に示す。

① 基本事項の説明における通訳の正確性担保

裁判所・検察庁・弁護士会の三者で協議のうえ、黙秘権、弁護人選任権、逮捕後の流れ(勾留の日数についても、本件の通訳人は、取調官に何度も確認しなければ通訳できなかった。)といった基本事項の説明文を作成し、それを各国語に翻訳したペーパーを警察署・検察庁に配布する。必要に応じ取調官が被疑者にそれを交付し、併せて通訳人が読み聞かせる(Aさんの場合、文字が十分に読めないという事情もあった)。

② 各供述の通訳の正確性担保

取調べ時の通訳人を二人体制にできれば、通訳ミスは減少するであろう。しかし、通訳人の確保が困難なこともある。その代替案として、次のような仕組みはどうだろうか。たとえば、警視庁などに通訳監視センターを設け、要通訳事件の取調べの際は、センターを予約したうえで実施し、取調べ状況をリアルタイムに中継する。センターに常駐する通訳人が中継画像・音声を遠隔地にてチェックする体制を構築するのである。いまや技術的な問題はない。警電のネットワーク(専用線)を利用すれば、セキュリティ面の問題もない。検討の余地はないだろうか。

③ 読み聞け問題

ここまで本稿では、この点には触れなかったが、Aさんは自らの取調べの録画を見た後も、弁解録取書の読み聞けは受けていないと言い続けていた。法廷で再生された録画には、当然読み聞け場面が録画されていたにもかかわらず、その後の法廷でも、その主張は変わらなかった。

この点に関し、相弁護人の清水伸賢弁護士は、取調べ時に通訳人が訳した読み聞けの中国語訳と、法廷で証拠採用され朗読された中国語訳が異なっているということだろう、という見解を述べている。たしかに本件で様々な問題を呈した通訳人の取調べ時の読み聞けは、たどたどしく、すんなり理解できるものではない（鑑定書に記載された読み聞けの日本語訳だけを耳で聞いて理解できるかはなはだ疑わしい）。

この問題に対しては、読み聞けの段階で中国語訳の調書も作成し、その中国語文の調書を通訳人が読み上げ、中国語文の調書の方にも署名するという対策が考えられる。こうしておけば、事後的にどのような読み聞けがなされたか、検証が容易である。

④ 通訳人の職責の無理解

この問題は、本件の通訳人に限った問題なのかもしれないが、同人は、Aさんの供述を言葉通りに訳さず、適当にまとめて取調官に伝える傾向があった。また、長々とAさんが話した場合は、通訳する部分としない部分を通訳人の独自の判断で選択してもいた。本件で法廷通訳にあたった通訳人は、この通訳人の対応を見て、「通訳人は機械にならないといけない」と指摘していた。通訳人はいかにあるべきか、基本的な職責の研修が今一度見直されるべきである。

大阪弁護士会では、2015年から、独自に「通訳能力判定試験」を行っている。これは、通訳人のレベルアップを促す有意義な取組であり、全国レベルの取組に広がるのが期待される。

7. 可視化の効用

これまで取調べの可視化を求める声が、その蓋を開けようとしてきたブラックボックスの中身として想定されてきたものは、取調官による不当な誘導、利益供与、そして端的には暴言・暴行の類であったと思われる。しかし、

本件の取調べ録画DVDが明らかにしたのは、取調官に特段の問題がなくとも、結果的に不当な取調べになることがあるという事実である。

実際、本件で取調べにあたった警察官は、特段不当な取調べをしてはいない。老齢とっていいAさんに対し、優しい口調で話しかけ、事件の話から脱線するAさんの話にも辛抱強く付き合っている。もちろん弁護人としては問題視しうる誘導等も散見されるが、強引というほどのものではない。

取調官は、当然のことながら、通訳ミスに気づいてはいない。Aさんが殺意を否認する発言をしていることは知らないまま弁解録取を終了しているのであり、自らの取調べの問題に気付いてはいない。しかも、酔っていたAさんは、この取調べのことを全く覚えていない。録画がなければ、誰一人、本件の問題に気付かなかったのである。

取調べ時の通訳に問題がある事例が本件だけにとどまるはずはない。本件は氷山の一角であろう。しかし、これまでこの問題が明るみに出ることはいまだであった。今回通訳ミスの問題を明確に指摘し得たのは、取調べの可視化の大きな成果である。

8. さいごに

昨年5月に成立した改正刑訴法において、取調べの録画・録音が義務付けられたのは、裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件のみである。

本件は、不正確な通訳がえん罪を生むおそれがあることを示した。通訳事件について、その取調べの事後検証が不可欠であることを明らかにした。取調べには、通訳問題の他にも、いまだブラックボックスの中に身を潜めている問題があるのかもしれない。すなわち、本件は、すべての取調べの実態を明るみに出す必要があることを我々に突き付けたのである。

全事件、そして任意取調べを含む全過程での可視化が早急に義務づけられなければならないとの思いを強くした事件であった。